第七十条の二十一第六項中「及び従たる事務所」を削る。

第九十一条中「社会医療法人債管理者をいう。）」の下に「、社会医療法人債管理補助者、事務を承継する社会医療法人債管理補助者（第五十四条の七において準用する会社法第七百十四条の七において準用する同法第七百十一条第一項又は第七百十四条第一項若しくは第三項の規定により社会医療法人債管理補助者の事務を承継する社会医療法人債管理補助者をいう。）」を加え、同条第四号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同条第十号中「第七百十一条第一項」の下に「（第五十四条の七において準用する同法第七百十四条の七において準用する場合を含む。）」を、「社会医療法人債管理者」の下に「若しくは社会医療法人債管理補助者」を加える。

第九十三条中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十七条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置（電磁的方法により社員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。）をとらなかつたとき。

（医療法の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条　前条の規定による改正後の医療法（以下この条において「新医療法」という。）第四十九条の四において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に医療法人と保険者との間で締結された保険契約のうち医療法人の役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員を被保険者とするものについては、新医療法第四十九条の四において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の三の規定は、適用しない。

3　新医療法第五十一条の三の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る医療法人の会計について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る医療法人の会計については、なお従前の例による。

4　この法律の施行前に前条の規定による改正前の医療法第五十四条の三第一項に規定する事項の決定があった場合におけるその募集社会医療法人債（同項に規定する募集社会医療法人債をいう。）の発行の手続については、新医療法第五十四条の三第一項第八号の二及び第九号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　この法律の施行の際現に存する社会医療法人債（医療法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債をいう。以下この項及び第七項において同じ。）であって、社会医療法人債管理者を定めていないもの（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により社会医療法人債管理者を定めないで発行された社会医療法人債を含む。）には、新医療法第五十四条の三第一項第八号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

6　この法律の施行の際現に存する社会医療法人債券（医療法第五十四条の三第一項第七号に規定する社会医療法人債券をいう。）の記載事項については、なお従前の例による。

7　この法律の施行前に社会医療法人債を発行する社会医療法人（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人をいう。）、社会医療法人債管理者又は社会医療法人債権者（同法第五十四条の三第一項第八号に規定する社会医療法人債権者をいう。）が社会医療法人債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新医療法第五十四条の七において準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

（社会福祉法の一部改正）

第七十三条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「役員等の損害賠償責任」を「役員等の損害賠償責任等」に、「第四十五条の二十二」を「第四十五条の二十二の二」に改める。

第四十五条の九第七項第二号及び第四十五条の十三第四項第六号中「第四十五条の二十第四項」を「第四十五条の二十二の二」に改める。

第六章第三節第七款の款名を次のように改める。

第七款　役員等の損害賠償責任等

第四十五条の二十第四項を削る。

第六章第三節第七款中第四十五条の二十二の次に次の一条を加える。

（準用規定）

第四十五条の二十二の二　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二条から第百十六条までの規定は第四十五条の二十第一項の責任について、同法第百十八条の二及び第百十八条の三の規定は社会福祉法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百十二条中「総社員」とあるのは「総評議員」と、同法第百十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十四条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限る。）」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第百十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十八条の二第一項中「社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）」とあるのは「理事会」と、同法第百十八条の三第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）」とあるのは「理事会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（社会福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第七十四条　前条の規定による改正後の社会福祉法（次項において「新社会福祉法」という。）第四十五条の二十二の二において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に社会福祉法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（社会福祉法第四十五条の二十第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の三の規定は、適用しない。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第七十五条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第五項中「第三十四条の二第二項」を「第三十四条の四第二項」に改め、同条を第三十四条の四とする。